

第7回訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会（持ち回り開催）意見要旨

議題1 令和元年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査結果（速報版）について

- ・外国人患者の診療体制の構築や推進のカギは、医療コーディネーターである。国としても積極的に養成が進むように、財政的支援等を行う必要がある。今回の結果を受けた考察にあるように、是非、コーディネーターの配置が推進されるようお願いしたい。
- ・診療所向けの調査内容については、開業医が回答するには質問項目が細かいので、診療の合間に回答できるような基本的な内容に絞れば回答率が上がるのではないかと。
- ・JMIP 認証を受けている医療機関は、保険診療では求められていない医療コーディネーターや通訳等の体制整備をしているのでコストを回収するため、JIH 選定を受けている病院は治療目的渡航患者での増収を考えているので単純に1点あたりの医療費を上げていると思われる。外国人患者を多く受け入れている病院でも、保険診療の外国人患者から通訳費用を請求するのは難しく、通訳は不要と言われても医療安全上通訳を入れなければいけないことも多いのが課題。
- ・院内コーディネーターについては、法令上不可能な業務を明らかにする等、コーディネーターが行う業務の整理を行う必要があるが、その点は研修事業に反映されるのか疑問。検討会に来ているコーディネーターの努力は素晴らしいが、全国の病院で同様の対応はできないと考える。ワンストップ窓口等との業務の割り振りを行い、連携がとれる体制整備が必要であり、その前提として検討が必要。
- ・回収率が50%-60%なので、あまり外国人受け入れに積極的ではない病院・診療所は回答していない可能性があり、現実を十分に反映していない可能性がある。選択バイアスをなくするために何かできることはないか。
- ・全国の医療機関を対象に調査されており現状把握が適切にできる。受け入れ実績は高いもののマニュアルの認知度は中等度、受診状況の把握はより低く、また人材配置でもコーディネーターについては大分低い。すべての病院に高度な外国人受け入れ態勢を整備することは大変難しいが、拠点的病院でも現状と課題抽出が進んでおらず、これらの病院ではより高度な体制作りと運用、現状と問題点把握による改善が必要と思われる。
- ・マニュアルの課題と、コーディネーターの配備に関する課題をピックアップしているが、どちらも医療機関に余力がないとできないものであり、その点を十分に考慮すべき。

議題2 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストの位置づけ等について

- ・リストをどのように活用するのも大切。例えば、都道府県ごとに分け、ホテル・旅館の人たちにとって使えるようなものに利用できれば、海外からの旅行者が医療を必要とする時に有用なものになるのではないかと考える。また、救急を受け付ける病院別、対応言語別、診療科別、など、いろいろな方法で分類することができるかと考える。
- ・医療機関の選出において、行政機関と関係団体の連携が都道府県毎にかなり差がある。歯科では、行政機関から各都道府県歯科医師会に当該リストに関する通知等がなかったという都道府県も見受けられ、実際リストの中でも歯科医療機関がほとんど含まれていない。行政機関が関係団体にどう働きかけるかが重要。
- ・現状多くの病院・診療所が院外処方せんを発行して薬物治療を行っている現状に鑑みると、薬局での対応がすすまなければ、外国人に対する医療提供体制の整備は進まないと考えられる。訪日外国人への対応が可能な薬局が増えることは、医療機関の手上げにも寄与するものと考えられる。薬局が受け入れ態勢を整えられるような施策も実施していただきたい。また、リストの件に限らず、訪日外国人の医療に関する薬局向けの施策の検討状況も把握したい。
- ・外国人患者を多く受け入れているにも関わらず、手上げをしない病院も多いと聞く。在留患者が増加し対応に時間もかかるため、拠点病院に対しては何かのインセンティブが欲しい。海外居住の被扶養者を保険から除外したのとは逆で、居住（在留）外国人の保険診療には社会全体で支えるような効率的な体制整備がより必要と考える。東京都の外国人人口も約4%となっている。保険点数にならないこの状況では、リストに載った病院が疲弊し手を下げるところも出てくる可能性がある。
- ・本リストはあくまでも厚生労働省が定めた要件等を満たした「外国人患者を受入れ可能な医療機関」のリストであり、「拠点的な」役割を期待するのであれば、「拠点的な医療機関」の役割・位置付けを整理したうえで、財政支援を含めた制度設計をすべき。総務省消防庁が、本リストの救急業務への活用について検討を行っているが、現状の拠点的な医療機関の位置付けのままでは、医療機関側の意識と齟齬をきたし、現場での混乱が懸念される。
- ・外国人が日本の医療機関を受診する際の基本的な情報源になる有効なリストである。リスト中にJMIP, JIHの取得の項目がありよく見れば理解できるが、JMIP, JIHリストとの違いの説明が必要か。
- ・まず観光庁のリストに、このリストの情報を追加した点1本化として評価できる。外国人の方々により容易に見つけてもらえるよう一層の対応を期待。

- ・厚生労働省の HP に掲載された EXCEL は、集計などに役立つと思量。集計分析がやりやすくなるような入力を期待。
- ・ p. 5~7 の課題に関し、以前の検討会でも意見したが、現在の制度では、選定されることにデメリットを感じていることが大きい。選定されることがデメリットとならないよう、経済的な支援を含めた積極的な施策を講じるべき。

議題 3 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（案）について

- ・ 都道府県ごとに平日昼間のいわゆるワンストップ窓口を設置しなければならないのかについては疑問に思う。
- ・ 昼間も含め国から業務を適切に遂行できる団体等へ委託で対応いただけないか。
- ・ 議題 2 と議題 3 が、より関連するような内容になればよいと考える。
- ・ マニュアルの項目に「JMIP 等認証取得支援」を入れていただき、感謝する。外国人患者の 3 分類（在留、訪日、医療目的）全てを対象領域とした外国人患者受入れ体制の認証制度は、現在 JMIP だけである。一方、カテゴリー 1 にリスト化された病院は、入院も含めた複雑な事例の外国人患者が多く来院するようになると思われるので、今後様々なリスクの発生が考えられる。そのため、カテゴリー 1 の病院には、しっかりした体制整備と、その継続的なメンテナンスが必須と考える。厚生労働省および各都道府県は、カテゴリー 1 の病院において、そのような質が担保されているかどうかを継続的に評価し、状況に応じて、改善を促したりしていく責務があるのではないかと考える。それが諸外国からの日本の外国人患者受入れ体制への信頼を確保していく上でもとても重要なことと思量。しかし、各自治体の担当者が、客観的な視点から体制整備の達成度を評価したり、適切に改善を促したりすることは、かなり困難であろうと思量。以上から、今後、特にカテゴリー 1 の病院に対しては、JMIP の取得、および、その認証継続により、第三者的な確かな目で、受け入れ体制の質を担保していくことを、各都道府県が病院側に推奨していただくことが大変有効であると思量。マニュアルへの記載を検討いただきたい。
- ・ 医療機関向けマニュアル同様、地方自治体での外国人患者 3 分類を基にした状況把握が必要。人口に対する国籍別在留者数と比率、年齢構成、職種などによる動態、および短期滞在者の国籍別人数と比率、動態の把握が必要。医療機関については外国人患者の国籍や滞在状態の把握が必要。状況を把握したうえで必要な資源量、関係機関との連携度合いが変わると考える。
- ・ マニュアルは、地方自治体を中心となって体制整備を行う前提となっている。地方自治体に取り組む推進を求めるのであれば、その根拠を明確に示すとともに、地方自治体の役割等を財

源措置も含め整理すべきと考える。

- ・ 都道府県と区市町村を区別せず「地方自治体」を対象として作成していると思われるが、広域的な対応が必要となる取組については都道府県、地域の実情に応じた外国人患者受入れに係るきめ細かな取組については区市町村、というようにそれぞれが担うべき役割は異なる部分がある。このため、外国人患者受入れ環境整備を推進していくに当たって都道府県と区市町村それぞれが具体的に担うべき役割を整理するとともに連携等についても記載すべきと考える。
- ・ 通訳費用、コーディネーター等に関する記載も入れるべき。
- ・ 概要に続き実態調査、地域における体制整備、特に医療機関と非医療機関との連携体制の構築、医療機関同士の連携、非医療機関での体制整備など自治体として取り組むべき課題が述べてあり非常に有用。概要の部分では、外国人患者受け入れの必要性を実感するために近年の渡航者の増加、外国人患者の増加などの具体的な数値があればより分かりやすい。

議題4 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（第2版）（案）について

- ・ 良く詳細に書かれている。現場では、病理結果や画像診断の結果など、日本語のみで記載されたものの翻訳が課題になっている。
- ・ 関連の通知を盛り込んで行くと良い。医療従事者は患者のためとなると寄り添おうとするし、病院長も法令に明るくないためコーディネーターになんでもやらせようとする懸念がある。コーディネーターが行える業務には限界があり、適切な外部との連携が必要であることをもっとわかりやすく明記すべき。
- ・ 本マニュアルは概要、制度医療機関の体制整備、具体的場面など医療機関が外国人患者を受け入れるために必要な内容が網羅されており大変有用。各医療機関がこの内容に取り組みればJMIP認証を取得できる内容になっていると思われる。序論の概要の部分に対応が異なるが在留外国人、訪日外国人、医療目的渡航外国人に分けた資料があれば医療施設にとってより役立つ。
- ・ 丁寧に背景なども説明があり、コーディネーターだけでなく、他の職種教育にも使用可能なのではないかと。もう少しだけ踏み込んで、非正規滞在で保険がなくても使える制度や対処法があることにも言及してはどうか。また、マニュアルでの表現については差別意識を助長しないという観点も考慮してはどうか。
- ・ 診療価格に関して、現在のマニュアルは、まだ複雑であり、一般の医療機関がこの方法で診療内容ごとに費用を算出することは難しいため、さらに簡易にすることを要すると考える。今後、この方式の検討をさらに進め、診療科や診療内容ごとに類型化をして係数の最低値を

示し、医療機関に以上の費用請求が問題ないことを示すべき。

議題5 その他（議題1～4以外で何かご意見・ご質問等がある場合はご記入ください。）

- ・ 全体的に昨年度と比して現場志向で改善している。ただ、まだ詳細な検討まで至っていないことから、なお検討が必要と考える。
- ・ 「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業について」患者が医療機関で通訳の利用ができて薬局で利用できなければ、適切な薬物療法を行うことはできないと考える。対象に薬局も含めていただきたい。
- ・ 外国人自身がコロナウィルスの件で相談できる窓口がない。厚労省のホームページに外国語のものがありますが「個別の相談」に応じられるものではない。また、平日夜間・日祭日のワンストップ窓口は医療機関からの相談のみを受け付けるものであり、外国人からの相談を想定していない。すると相談をしたい外国人は医療機関に行って相談せざるをえなくなり、医療機関にとっては大きな負担となる。したがって、ワンストップの窓口の機能としてはやはり、外国人対応を含むべきと考える。
- ・ 外国人患者の未収金の問題は、その人を再入国させないような手段を考えるより、日本に入国時に、海外旅行保険を持っていない人に対して、その場で日本の海外旅行保険に入ってもらふ法的整備の方が明らかに効果的だと思われる。
- ・ 都道府県のワンストップ窓口について、現状どの程度整備されているのか随時情報提供いただきたい。
- ・ 本人確認や居住確認をしていると不法滞在者（オーバーステイ等）が散見される。故意であるかに関わらず、未収金の原因となりえる。経営環境の厳しい中で医療機関が回避したいリスクとなる。これら不法滞在等の患者が重症化する前に、何等かの報告ができるような仕組みが必要と考える。
- ・ 医療機関が様々な未払い防止等の対策を講じても、なお発生を防止できなかった未収金をカバーできる仕組みの構築をお願いしたい。
- ・ 来年度における「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」の更新スケジュールを教えてほしい。